

令和5年4月10日

太田市立木崎中学校
保護者様

太田市立木崎中学校
校長 後閑 広之

太田市立木崎中学校における学習用端末等の利用に関する
同意確認書の提出について

平素より本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、太田市では児童・生徒による1人1台の学習用端末等を使用した様々な学習活動を推進するため、児童・生徒へ1人1台の学習用端末等を貸与しています。

つきましては、別紙1「学習用端末等利用上の注意」、別紙2「学習用端末等を家庭に持ち帰ったときのGoogle Workspaceとインターネット使用について」を熟読いただき、学習用端末等の利用に関する同意確認書に必要事項を記入して、担任にご提出ください。

記

- | | |
|--------|-------------------------|
| 1 貸与品 | 学習用端末並びに付属品 |
| 2 貸与期間 | 令和5年～卒業時まで |
| 3 提出物 | 「学習用端末等の利用に関する同意確認書」 |
| 4 提出期日 | 令和5年4月14日までに担任にご提出ください。 |

問い合わせ

太田市立木崎中学校

教頭 永原 和明

0276-56-1031

【別紙 1】

太田市小・中・義務教育学校「学習用端末等利用上の注意」

太田市教育委員会

- 1 利用者は学習用端末等の貸与を受けた時から返却するまでの間、保管管理などの義務を負うものとし、運搬や使用にあたっては大切に取り扱いなければなりません。
- 2 学習用端末等の利用に当たっては、利用者は次に掲げる行為をしてはいけません。
 - (1) 学習用端末等を他者に利用させ、または転貸すること。
 - (2) 学習用端末等を売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 学習用端末等を学習活動、家庭との連絡以外に利用すること。
 - (4) 学習用端末等を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
- 3 利用者は校長から指示があった場合は、その指示に従うものとします。
- 4 学習用端末の利用に係る下記の費用は、利用者の負担とします。
 - (1) 家庭に持ち帰ったときの学習用端末の充電及び給電に要する費用
 - (2) 学校が提供する Wi-Fi 環境以外の環境において通信に要する費用
- 5 利用者は、学習用端末等を紛失又は損傷したときは、直ちに学校（担任等）に連絡してください。
- 6 利用者の故意又は重大な過失により、学習用端末等を紛失したり損傷を及ぼしたりした場合には、学習用端末等の原状に復する費用は、利用者の負担とします。
- 7 利用者は、学習用端末等の利用に当たり、他者に対して被害や悪影響を与える行為等、利用者の責に帰すべき理由により本市又は第三者に損害が生じた場合には、利用者はその損害を賠償する責任を負うこととします。
- 8 校長及び本市は、学校長又は本市の意図に反する学習用端末等の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負いません。
- 9 利用者は卒業前に学校が定めた返却予定日までに、学習用端末等を返却してください。
- 10 利用者が、学習用端末等を返却すべき日までに返却せず、校長からの督促にも応じない場合は、利用者は学習用端末等の価格を弁償する責任を負うことになります。
- 11 貸与期間中であっても、学習用端末等の管理において特別な事情が生じたときは、貸与を中止することがあります。
- 12 盗難や紛失時など緊急時には、学校長が学習用端末の位置情報を取得することがあります。
- 13 利用者の保護者は、本貸与条件に基づき、利用者が負担する一切の責務について連帯して保証することとします。
- 14 その他、学習用端末等の利用に際しては、校長の指示に従うものとします。

【別紙 2】

「学習用端末等を家庭に持ち帰ったときのGoogle Workspaceとインターネット使用について」

太田市教育委員会

本市では革新的な教育プログラムを児童生徒に提供するために、ICT 教育に更に重きをおいていく事となりました。Google 社の開発したシステム「Google Workspace」を導入し、児童生徒のアカウントを作成しております。

今回の導入でいつでも、どこからでもGoogle Workspaceを介してドキュメントへアクセスができ、児童生徒は協力し合って、与えられた課題を校内だけでなく、家庭でも取り組むことができます。インターネットに接続できる端末であれば、各家庭のパソコンなど基本的にはどの端末でも使用できます。学習用端末等を家庭に持ち帰った場合、学校から与えられた活動に関して、保護者の監督のもとでのGoogle Workspaceのアクセスへの御協力をお願いいたします。

上記を踏まえ、以下のガイドラインを作成しました。

- 1 インターネットの利用やGoogle Workspaceへのアクセスは、保護者の許可・指導のもとで行うこととします。
- 2 Google Workspaceへのインターネット上のアクセスは全て記録されます。(利用者によって削除されたとしても履歴は残る) その為、責任をもって扱うようにします。
- 3 メール機能については、友達同士でのメールのやり取りや外部へメールを送ることはできません。
- 4 原則として児童生徒の22時以降のGoogle Workspaceへのアクセスは禁止とします。細かな利用時間については、学校で決定しますが、保護者は校内の約束の他に家庭の事情などを踏まえたり、前述の学校のガイドラインを踏まえたりするなどして、家庭でのインターネット利用に関する注意を更に決めることができます。
- 5 児童生徒は絶対に他の児童生徒のアカウントを使用してはいけません。また、他の児童生徒に自分のアカウントを使用させてはいけません。(兄弟関係も含む)

児童生徒がのGoogle Workspace使用にあたって誤った使い方をした場合、学校は児童生徒へのアカウントを一時的に停止します。校長の指示に沿って期間を決定し、学校で該当の児童生徒に対しアクセスの停止を行う権限があります。また、違反行為の内容によっては、学校より追加の指導的措置が与えられる可能性もあります。

本市はこのシステムを導入することで、今後の本市の教育に更なる発展を安全に提供し、子どもたちの情報活用能力を育成していきたいと考えます。

太田市小・中・義務教育学校「クロームブック活用のルール」について

太田市教育委員会

1 目的

- ・学校でのクロームブックの利用は、学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、学習に役立てるために使うことが目的です。
- ・学校で貸し出すクロームブックは、家庭での学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わることを以外に使ってははいけません。

2 使用する場面

- ・学校と家庭以外では使用しません。
- ・登下校中は、クロームブックをカバンから出しません。
- ・なくしたり、盗まれたり、落として壊したり、水に濡らしたりしないように十分に気をつけます。

3 学校で使う場合

- ・学校でクロームブックを使うときは、先生の指示をよく聞きます。
- ・休み時間や放課後に使うときも、先生が認めたこと以外には使いません。

4 家庭で使う場合

- ・学習活動に関わることを以外には使いません。
- ・家庭での保管は、家の人の目の届くところに置いておきます。
- ・クロームブックの回線接続に関するサポートは、学校（先生）は行いません。
- ・家庭でこわれたり、なくしたりした時は学校に連絡します。（土日・祝日は除く）

5 インターネットの利用

- ・インターネットには制限がかけられていますが、あやしいサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、先生に知らせます。
- ・学校から指示のないファイルダウンロード・アプリのインストールは禁止します。
- ・授業中に作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、先生が許可したものだけ保存します。
- ・学習に関係ないサイトの閲覧・利用、SNS への書き込み、写真・動画の配信は絶対にしません。
- ・自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号、顔写真など）、相手を傷つけたり嫌な思いをさせたりすることは絶対に書き込みません。

6 カメラの撮影

- ・先生が許可した以外でカメラは使いません。
- ・カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。

7 その他 利用における注意事項

- ・クロームブックは大切に使います。自分のクロームブックを他人に貸したり、使わせたりしません。落書きしたり、じしゃくをつけるなどは絶対にしません。（故障や破損の理由によっては、修理代を負担していただく場合があります。）

「破損等」で責任が発生するケース

- ・叩きつけたり投げたりするような「あきらかに破損等することが想像される行為」を「故意に（わざと）」行い破損等した場合。

※不注意で机から落とした場合や誰かと偶然ぶつかった等、通常の使用の範囲で起こりうる不可抗力で破損等した場合は、責任は発生しません。

- ・ユーザー ID とパスワードは、他人に教えません。
- ・利用していて不具合が生じたときは、学校へ報告します。
- ・USB メモリ等の外部装置・周辺機器の接続及び利用はしません。

※ルールから外れて使用したり、悪意をもって使用したりすることで、太田市や学校などに被害が出る場合がありますので、十分に気を付け、このルールを守るようにしてください。

【別紙 4】

太田市立木崎中校長 様

学習用端末等の利用に関する同意確認書

太田市小・中・義務教育学校「学習用端末等利用上の注意」及び「学習用端末等を家庭に持ち帰ったときのGoogle Workspaceとインターネット使用」について
別紙の事項に同意することを条件に、保護者の責任の下、学習用端末等を利用させたいので、同意書を提出します。

全ての内容に同意いたします。

同意年月日 令和 年 月 日

児童生徒氏名 _____ () 年 () 組 () 番

保護者氏名 _____